

防衛医科大学校達第17号

人事評価に関する訓令（平成28年防衛省訓令第56号）第24条の規定に基づき、防衛医科大学校の人事評価に関する達を次のように定める。

平成28年10月1日

防衛医科大学校長 三浦 総一郎

防衛医科大学校の人事評価に関する達

改正 平成29年 3月30日達第 3号
平成29年10月 2日達第11号
令和 3年 3月31日達第 2号
令和 5年 6月30日達第 3号

（趣旨）

第1条 この達は、人事評価に関する訓令（平成28年防衛省訓令第56号。以下「人事評価訓令」という。）第24条の規定に基づき、防衛医科大学校（以下「大学校」という。）における人事評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（人事評価の評価者等）

第2条 人事評価訓令第2条第3項第1号の規定に基づき、大学校における評価者等は次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 人事評価訓令第7条第1項に規定する評価者及び同条第2項に規定する調整者については、別表第1に掲げるとおりとする。
- （2） 特別評価における人事評価訓令第17条第1項に規定する評価者及び調整者については、定期評価における評価者及び調整者とする。
- （3） 人事評価訓令第7条第4項及び第17条第2項に規定する評価者又は調整者を補助する者については、実施権者が必要に応じ指定するものとする。

（苦情への対応）

第3条 人事評価訓令第20条の規定に基づき、大学校における苦情相談員の指定並びに苦情処理窓口及び審理機関の設置については、別表第2に掲げるとおりとする。

附 則

この達は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この達は、平成29年 4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和5年7月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

●防衛医科大学校

組織区分	職務	被評価者	評価者	調整者	実施権者
防衛医科大学校	一般行政	副校長	学校長	—	学校長
	自衛官	副校長	学校長	—	
防衛医科大学 （事務局） 【総務部】 総務課、主任会計監査官、会計監査官、経理課、厚生課、保健管理室 【企画部】 主計課、企画課、管理施設課、情報システム課	一般行政	部長	副校長	学校長	
		課長	部長	副校長	
		主任会計監査官	部長	副校長	
		会計監査官	部長	副校長	
	一般行政	課長補佐	課長	部長	
		係長	課長	部長	
		係員	課長	部長	
	栄養管理	栄養管理主任	課長	部長	
		主任栄養士、栄養士			
	看護師	看護師	室長	部長	
	技能及び労務	係員	課長	部長	
	自衛官	1尉以下	課長	部長	
防衛医科大学 （医学教育研修センター） 【医学教育研修センター】 医学教育開発官、研修管理室、医学教育研修センター事務局	一般行政	課長	教育研修センター長	副校長	
		室長（研修管理室長に限る。）	教育研修センター長	副校長	
		室長（研修管理室長を除く。）	事務部事務長	教育研修センター長	
		課長補佐（研修管理室、入学試験室に置かれるものを除く。）	事務部事務長	教育研修センター長	
		課長補佐（研修管理室、入学試験室に置かれるものに限る。）	室長	教育研修センター長	
		係長（研修管理室、入学試験室に置かれるものを除く。）	事務部事務長	教育研修センター長	
		係長（研修管理室、入学試験室に置かれるものに限る。）	室長	教育研修センター長	
		係員（研修管理室、入学試験室に置かれるものを除く。）	事務部事務長	教育研修センター長	
	係員（研修管理室、入学試験室に置かれるものに限る。）	室長	教育研修センター長		
	研修又は教育	教育研修センター長、医学教育開発官	副校長	学校長	
自衛官	3佐	室長	部長		
	1尉以下	室長	部長		

組織区分	職務	被評価者	評価者	調整者	実施権者
防衛医科大学校 (学生部) 【学生部】 学生課	一般行政	係長	課長	部長	
	自衛官	学生部長	副校長	学校長	
		学生課長、主任訓練教官	部長	副校長	
		2佐、3佐(主任訓練教官に置かれるものを除く。)	課長	部長	
		2佐、3佐(主任訓練教官に置かれるものに限る。)	主任訓練教官	部長	
		1尉以下(主任訓練教官に置かれるものを除く。)	課長	部長	
		1尉以下(主任訓練教官に置かれるものに限る。)	主任訓練教官	部長	
防衛医科大学校 (図書館) 【図書館】	一般行政	係長	図書館事務長	図書館長	
		係員	図書館事務長	図書館長	
	研修又は教育	図書館長	副校長	学校長	
防衛医科大学校 (医学教育部) 【医学教育部】 医学科 看護学科	研修又は教育	教授(看護学科に置かれるものを除く。)	副校長	学校長	学校長
		教授(看護学科に置かれるものに限る。)	看護学科長	副校長	
		看護学科長	副校長	学校長	
		准教授(看護学科に置かれるものを除く。)	教授	副校長	
		准教授(看護学科に置かれるものに限る。)	教授	看護学科長	
		助教(看護学科に置かれるものを除く。)	教授	副校長	
		助教(看護学科に置かれるものに限る。)	教授	看護学科長	
		講師(看護学科に置かれるものを除く。)	教授	副校長	
		講師(看護学科に置かれるものに限る。)	教授	看護学科長	
	自衛官	1佐(看護学科に置かれるものを除く。)	副校長	学校長	
		1佐(看護学科に置かれるものに限る。)	看護学科長	副校長	
		2佐(看護学科に置かれるものを除く。)	教授	副校長	
		2佐(看護学科に置かれるものに限る。)	教授	看護学科長	
		3佐(看護学科に置かれるものを除く。)	教授	副校長	
		3佐(看護学科に置かれるものに限る。)	教授	看護学科長	
1尉以下	教授	看護学科長			
医学研究科	自衛官	2佐、3佐、1尉以下	教授	副校長	

●防衛医科大学校病院

組織区分	職務	被評価者	評価者	調整者	実施権者
防衛医科大学校病院 (事務部) 【事務部】 病院企画調整官、病院運営課	一般行政	事務部長	副院長	病院長	学校長
		課長、(病院企画調整官を含む。)	事務部長	副校長	
		課長補佐	課長	事務部長	
		係長、係員	課長	事務部長	
防衛医科大学校病院 (事務部以外) 診療科 中央診療施設 (部、室)	一般行政	課長補佐(地域医療連携室に置かれるものを除く。)	部長	副院長	
		課長補佐(地域医療連携室に置かれるものに限る。)	室長	副院長	
		係長、係員	室長	副院長	
	研修又は教育	副院長	病院長	学校長	
		教授	病院長	学校長	
		准教授	教授	病院長	
		輸血・血液浄化療法部長 腫瘍化学療法部長	副院長	病院長	
		講師、助教	教授	副校長	
	調剤	部長	副院長	病院長	
		副部長	部長	病院長	
		薬剤主任、薬剤師	部長	病院長	
	その他 医療技術	技師長	部長	病院長	
		副技師長	部長	病院長	
		主任技師	部長	病院長	
		技師	部長	病院長	
看護	部長	副院長	病院長		
	副部長	部長	病院長		
	地域医療連携室副室長	地域医療連携室長	病院長		
	看護師長	部長	病院長		
	副看護師長	看護師長	部長		
	看護師	看護師長	部長		
自衛官	1 佐	教授	病院長		
	2 佐	部長	病院長		

●防衛医学研究センター

組織区分	職務	被評価者	評価者	調整者	実施権者
防衛医学研究センター	一般行政	事務長	防衛医学研究センター長	副校長	学校長
		係長	防衛医学研究センター長	副校長	
		係員	防衛医学研究センター長	副校長	
	研修又は教育	防衛医学研究センター長	副校長	学校長	
		教授	防衛医学研究センター長	副校長	
		准教授	教授	医学研究センター長	
		講師（事務部に置かれるものを除く。）、助教	教授	医学研究センター長	
		講師（事務部に置かれるものに限る。）	医学研究センター長	副校長	
	自衛官	1佐	防衛医学研究センター長	副校長	
		2佐、3佐	教授	防衛医学研究センター長	

(注) 本表に掲げる評価系統の細部は、別に定めるものとする。

別表第2（第3条関係）

1 苦情相談員

苦情相談員	事務局総務部総務課課長補佐（人事） 事務局総務部総務課人事第1係長 事務局総務部総務課人事第2係長 病院事務部病院運営課課長 病院事務部病院運営課課長補佐（医事）
-------	---

2 苦情処理機関

苦情処理窓口	事務局総務部総務課人事第1係、人事第2係
審査機関 （決裁権者）	事務局総務部総務課（事務局総務部総務課長）

（注）決裁権者とは、審理機関が行う審理に責任を有する者をいう。